

記載要領等**現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書****《使用目的等》**

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の譲渡等その他一定の事由が生じたときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の差額免除の申請を行う場合に使用してください。

《提出期限》

差額免除の申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から 2 か月以内（その事由の生じた日から 2 か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から 6 か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《記載方法等》

1 「1 この申請に係る事由の別」欄は、該当する事由にレ印を記入してください。

なお、この申請に係る①から④までの事由は、それぞれ次のとおりです。

(1) 「準用租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 12 項第 1 号又は第 70 条の 7 の 6 第 13 項第 1 号」に該当する場合（①の事由）とは、承継会社株式等の全部又は一部を特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者に対して譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）をした場合をいいます。

(2) 「準用租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 12 項第 2 号又は第 70 条の 7 の 6 第 13 項第 2 号」に該当する場合（②の事由）とは、承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。

※ 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第 749 条第 1 項に規定する吸収合併存続会社又は同法第 753 条第 1 項に規定する新設合併設立会社をいいます。

(3) 「準用租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 12 項第 3 号又は第 70 条の 7 の 6 第 13 項第 3 号」に該当する場合（③の事由）とは、承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。

※ 株式交換完全子会社等とは、会社法第 768 条第 1 項第 1 号に規定する株式交換完全子会社又は同法第 773 条第 1 項第 5 号に規定する株式移転完全子会社をいいます。

(4) 「準用租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 12 項第 4 号又は第 70 条の 7 の 6 第 13 項第 4 号」に該当する場合（④の事由）とは、承継会社が解散をした場合をいいます。

2 「3 準用租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 13 項又は第 70 条の 7 の 6 第 14 項の規定の適用を受ける場合には、1 の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数」欄は、譲渡等の対価の額（事由①の場合）、合併対価の額（事由②の場合）又は交換等対価の額（事由③の場合）が、それぞれ承継会社株式等の時価に相当する金額の 2 分の 1 以下である場合において準用租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 13 項又は第 70 条の 7 の 6 第 14 項の適用を受けるときに、これらの事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数を記載してください。

※ 1 「合併対価の額」とは、吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。

2 「交換等対価の額」とは、他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。

3 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 4 項各号

＜現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書 記載要領等＞

に掲げるいずれかの者をいいます。

- 3 「4 承継会社の事業の継続が困難な事由の別」欄は、租税特別措置法第40条の8の5第22項第1号から第5号まで又は第40条の8の6第29項第1号から第5号までに掲げる事由のうち、該当する事由についてその規定を記載してください。
- 4 「5 株式等の譲渡等が承継会社株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」欄には、1の事由が①の譲渡等である場合において、その譲渡等がその承継会社株式等の一部の譲渡等であるとき又はその譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が承継会社の株式等のうち承継会社株式等以外のものを有するときに、その譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等有していた承継会社の株式等について記載します。
 - (1) 「① 取得年月日」欄は、承継会社株式等に係る特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日（租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合には、前の贈与者に係る贈与年月日）又は相続（遺贈）があった年月日を記載してください。
 - (2) 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。
- 5 「6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」欄は、次により記載します。
 - (1) ③欄の「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、③ホの額を租税特別措置法第70条の6の8又は第70条の6の10の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして、同法第70条の7の5第2項第8号又は第70条の7の6第2項第8号の規定により計算をした金額をいいます。
 - (2) ③イ欄の「対価の額」は、1の事由に応じ、承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額を記載します。なお、1の事由が解散の場合には、零となります。
 - (3) ③ハ欄の「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。
 - (4) ④欄の「剰余金の配当等の額」は、1の事由が生じた日以前5年以内に支払われたものについて、それぞれの金額を記載します。なお、給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- 6 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項又は第70条の7の6第13項の規定による免除を受ける場合には、「7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等」欄の(1)②の「納付する税額」を、申請期限までに納付する必要があります。

《添付書類》

- 1 譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、1の事由のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 2 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- 3 「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- 4 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由に該当することとなった時の直前における承継会社の常時使用従業員の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 6 担保提供書及び担保提供関係書類